

## 第2章 「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の施行

汚染土砂の搬入による生活環境の被害を防止するとともに産業廃棄物の不法投棄と渾然一体として行われる土砂の投棄等、不適正な埋立て等を防止するため、新たに「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を21年10月1日から施行しています。

### 1 条例の特色

#### ①汚染土砂等による埋立て等について二重の規制を実施（図1-5参照）

すべての規模の埋立て等について、埋立基準（ひ素、水銀等有害物質による汚染の状況の基準）に適合しない土砂等を用いた埋立て等を全面禁止した上で、3,000平方メートル以上の大規模な埋立て等について知事の事前許可を義務付けています。

#### ②住民への計画の周知

事業に対する近隣住民の不安に対応するため、許可申請しようとする者が計画段階において埋立て等の事業計画を住民に周知することを規定しています。

#### ③展開検査の義務付け

許可を受けた者に対し、搬入した土砂等を直接埋立地に投入するのではなく、いったん平地に展開し、異物の混入の有無を点検するように義務付けています。

#### ④土壌調査の義務付け

許可申請時及び事業期間中（3月ごと）に土壌調査を義務付けています。

#### ⑤容器を用いた汚染土砂等の保管の規制

汚染土砂等による埋立てやたい積だけでなく、ドラム缶等の容器を用いた汚染土砂等の保管も禁止しています。

### 2 条例の概要

#### ①関係者の責務等

土地の埋立て等を行う者の責務、土砂等を発生させる者の責務、土地所有者等の責務、府の責務及び府民の協力を規定しています。

#### ②土地の埋立て等の規制

##### (1) 埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止

埋立て等の規模にかかわらず、埋立基準に適合しない土砂等を用いた土地の埋立て等を一律禁止しています。（埋立基準は、土壌環境基準の溶出基準と同じです。）

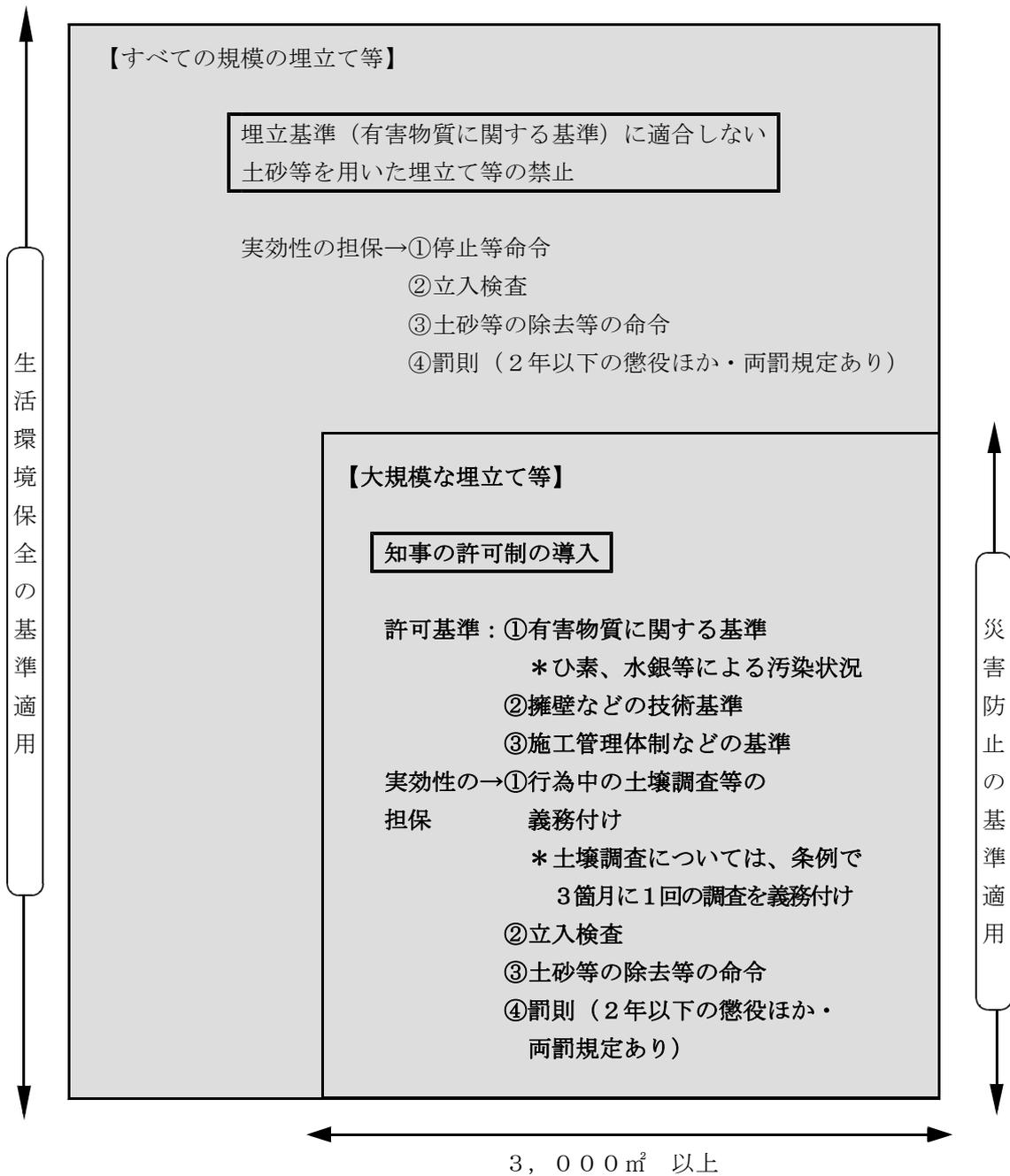
##### (2) 大規模な土地の埋立て等の許可

3,000平方メートル以上の大規模な土地の埋立て等を行おうとする者について、知事許可を受けることを義務付けています。

#### ③規制の実効性を担保するための措置

規制措置の実効性を担保するための停止命令等の行政処分、報告の徴収、立入検査等の権限、命令違反者、無許可行為者等に対する罰則を規定しています。

図1-5 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規制概念図



【定義】

- ・「土砂等」：土砂及び土砂を混入し、又は付着した物（廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）
- ・「埋立て等」：土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）又は土地における容器を用いた土砂等の保管